

平成21年6月宮崎県定例県議会
行政改革特別委員会会議録

平成21年6月26日

場 所 第3委員会室

平成21年 6 月 26 日（金曜日）

午前10時 1 分開会

会議に付した案件

○概要説明

総務部

1. 県が財政支出または職員派遣を行っている公社等について
2. 県退職者の公社等への再就職の状況について

教育委員会

1. 県が財政支出または職員派遣を行っている公社等について

○協議事項

1. 個別調査を行う公社等の選定について
2. 次回委員会について
3. その他

出席委員（13人）

委員 長	丸 山 裕次郎
副委員 長	武 井 俊 輔
委員	緒 嶋 雅 晃
委員	福 田 作 弥
委員	星 原 透
委員	十 屋 幸 平
委員	河 野 安 幸
委員	山 下 博 三
委員	鳥 飼 謙 二
委員	高 橋 透
委員	河 野 哲 也
委員	井 上 紀代子
委員	徳 重 忠 夫

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総務部

総 務 部 長	山 下 健 次
総 務 部 次 長 (総務・職員担当)	土 持 正 弘
総 務 部 次 長 (財務・市町村担当)	萩 原 俊 元
部参事兼総務課長	堀 野 誠
部参事兼人事課長	四 本 孝
行政経営課長	桑 山 秀 彦
財 政 課 長	西 野 博 之

教育委員会

教 育 長	渡 辺 義 人
教 育 次 長 (総括担当)	米 原 隆 夫
教 育 次 長 (教育政策担当)	黒 木 正 彦
教 育 次 長 (教育振興担当)	二 見 俊 一
総 務 課 長	金 丸 政 保
政 策 企 画 監	吉 村 久美子
財 務 福 利 課 長	井 上 貴
教 職 員 課 長	阿 南 信 夫
スポーツ振興課長	川 崎 重 雄

事務局職員出席者

政策調査課主査	松 下 新 一
政策調査課副主幹	福 島 久 大

○丸山委員長 ただいまから行財政改革特別委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてですが、お手元に配付の日程案をごらんください。

本日は、まず、総務部及び教育委員会から、県が財政支出または職員派遣を行っている公社等の一覧などについて説明を受け、その後、委員協議を行い、その一覧の中から、次回以降の委員会で所管部局から個別に説明聴取を行う公社等について、選定を行っていきたいと考えております。以上のように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 それでは、そのように決定いたします。

なお、前回の委員会で資料要求のありました休職者の状況につきましては、お手元に配付の資料のとおりでありますので、御確認をお願いいたします。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時3分再開

○丸山委員長 委員会を再開いたします。

総務部においていただきました。

本日は、今後の当委員会の基礎資料となります。県が財政支出または職員派遣を行っている公社等の一覧などについて、概要説明をお願いしたいと思います。それでは、よろしく願いいたします。

○山下総務部長 総務部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の説明事項でございますが、御指示のございました2項目、1つ目が、委員会資料の1ページから9ページでございますが、県が財政支出または職員派遣を行っている公社等について、もう一つは、その後の10ページから11ページであります。県退職者の公社等への再就職

の状況についてでございます。詳細につきましては、行政経営課長並びに人事課長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

私のほうからは以上であります。

○桑山行政経営課長 それでは、まず1点目の県が財政支出または職員派遣を行っている公社等につきまして、委員会資料に基づきまして御説明をさせていただきたいと思っております。

資料は1ページからでございますが、まず、4ページをごらんいただきたいと思っております。4ページの頭に3として、公社等一覧と書いてございます。そのうち(1)公社等改革指針の対象法人、前回の委員会で御説明しました49の法人につきまして、表の上の横に沿って項目を見ていただきますと、県の出資あるいは出捐額、常勤役職員、県財政支出額等々の順にデータを一覧表にしております。それから、一番右側に所管課ということで、建制順に公社の並びをつくっております。

それから、7ページ以降が(2)として、公社等改革指針の対象となっていない法人ということで、これは出資、出捐は行っておりません。したがって、公社等改革指針の対象法人となっていないわけですが、県が人的な関与、職員の派遣、あるいは財政支出を行っている法人を一覧表にしたものでございます。教育委員会を除きます全部局を調査した結果、7ページから9ページまで、42の法人が挙がってまいりました。4ページ以降と同じ様式で一覧表にしております。

そして、資料の1ページから3ページでございますが、ここには先ほどの表の出資額であったりとか、人的関与であったりとか、そういうものに基づいて、県の関与の高い上位10法人を表にして示しております。

それでは、中身に入りたいと思います。まず、一覧表のほうから御説明申し上げたいと思いますので、4ページをごらんいただきたいと思います。一番左に法人の名前がございしますが、その右の欄、出資（出捐）額の欄でございますが、平成20年4月1日現在の各法人の総額と県の出資額及びその割合を記載しております。この中で5番目の宮崎県社会福祉事業団、県の出資額はゼロとなっておりますが、従来から県立施設の運営を委託していることもございまして、この公社等の対象に特例的に入っているものでございます。ほかは皆、出資、出捐等がでございます。

それから、2番目の欄の常勤役職員につきまして、20年4月1日現在の総数と、その内数として、県の現役の職員、県OB職員を内訳として示しております。

次に、県財政支出額の欄でございますが、20年度決算がまだまとまっていない団体もありましたので、20年度の予算額ということでお示しております。補助金、委託料、3番目に指定管理料という欄を設けております。これは、前回、武井副委員長からお尋ねのありました件でございます。改革指針の対象法人で指定管理者となっておるところがこの欄に数字が上がってまいります。具体的には、2番目の県立芸術劇場4億8,789万3,000円、15番目、機械技術振興協会5,235万2,000円、20番目、宮崎県公園協会1億3,184万5,000円、それから、6ページでございますが、39番に財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンターというのがございます。これは、新富町にあります企業局所管のゴルフ場の指定管理者となっております。指定管理料のところはバーとなっておりますけれども、これは利用料金制をとっております、県から支払う

指定管理料はありません。逆に県のほうに収入を上げてきているという状況でございます。公社等改革指針の対象では、ただいま申し上げました4つが指定管理者となっている団体でございます。それから、7ページ以降の団体の中では、7ページの12番、13番、14番のところそれぞれ2,500万から4,800万円程度の指定管理料が上がっております。視覚障害者福祉協会、聴覚障害者協会、宮崎県林業協会、こういったところが県の施設の指定管理者となっておるところでございます。

それから、4ページのほうにまた戻っていただきたいと思います。指定管理料の次にその他という欄がございしますが、ここにつきましては、おおむね県からの貸付金、事業に必要な貸付金であったりとか、あるいは運転のための資金、そういった貸付金が主なものとなっております。

それから、次の欄には法人の総収入、これも20年度予算額でございますが、Bということでお示ししまして、その右に法人の収入に対する県の財政支出の占める割合をA/Bということで比率を示しておるところでございます。

それから、次の欄が各法人の財務状況ということで、19年度の決算における財務状況をあらわしております。この資本（正味財産）の欄で三角、すなわち債務超過となっている団体が12番の宮崎県林業公社、それから5ページのほうですが、31番の内水面振興センター、この2団体が債務超過ということになっております。

それから、一番最後の配当額の欄でございますが、これにつきましては、商法法人に該当がございまして、具体的には、6ページでございますけれども、41番の宮崎放送以降が商法法人でありますけれども、配当のあるところには県

の収入額を記載しておるところでございます。

以上が一覧表の構成と簡単に特徴と申しますか、そういうものを御説明したところでございます。

それでは、1ページのほうをお開きいただきたいと思えます。まず、1ページから2ページが公社等改革指針の対象法人につきまして、それぞれの項目で県の関与の大きい法人を10個ずつ並べております。まず、(1)が県出資額、

(2)がその県出資額の法人の出資総額に占める割合について高いものから記しております。

出資額のほうでは、宮崎県信用保証協会、県出資額が網かけの真ん中の欄になりますが、うち県出資額ということで46億7,100万円余を筆頭に、最後の漁業信用基金協会まで2億7,785万円となっておりますが、この上位の10法人で総額が約150億9,800万円でございます。これは、県全体の出資額約165億円の91.5%を占めておまして、この上位10法人で9割強の県の出資額を占めているという状況でございます。また、この中で、1番目の信用保証協会、6番目、10番目の農業・漁業の信用基金協会、各産業分野で債務保証を担う特別法人が、出資割合——その法人にとっての出資総額に占める割合は高くないんですけれども、県としては、中小企業者に対する信用補完機能を強化するために、関係機関、国とか市町村とかと一緒にこの相当額をこういった協会に出資をしております。そして基本財産の増強を図っているということで額が大きくなるものですから、こういう出資額の大きいところに入ってきておるのが特徴かと思っております。そのほか、商法法人で7番、ミヤチクが入ってきております。

今申し上げました4つの法人を除く6法人につきましては、(2)の県出資割合が高い法人

にも挙がってきております。それ以外の法人としましては、3番目、4番目に土地開発公社、住宅供給公社、これは法律で100%県の出資ということで、当然ここに挙がってまいります。それから9番目、10番目、これが(1)にはない法人でございます。

それから、出資比率の関係、出資割合の関係につきましては、去る6月16日に、資料には書いてございませんが、第29次の地方制度調査会、首相の諮問機関でありますけれども、地方制度調査会の答申が行われまして、その中で、議会の監視機能を高める観点から、現在、監査委員の監査が、資本金等の4分の1以上を出資している法人に及んでおるという状況がありますが、長(知事)が議会に報告を要する対象となる法人等についても、現在、2分の1となっておりますけれども、4分の1以上を出資している法人等のうち、条例で定めるものにまで拡大することとすべきであるということをご答申に盛り込んでおるところでございます。今後、国において法改正等が検討されることになろうかと思っておりますが、仮にそうなると、議会に経営状況を報告する法人等には、現在、15ありますけれども、これが29程度にふえるということになるのではないかと思います。

次に、(3)県職員、県OBの役職員への就任状況について多い順に並べております。トップの産業支援財団で申し上げますと、常勤の役員または職員のうち県職員が16名、OBが1名、合計17名が財団に勤務しておるといことになります。それから、4番目の住宅供給公社、括弧書きしておりますが、これは、土地開発公社、道路公社の役職員にも併任されている人数でございます。3公社を併任して、かけ持って就任しているという状況でございます。

おめくりいただきまして、次のページをごらんいただきたいと思います。(4)(5)は、一覧表にありました補助金、委託料、指定管理料など、県の財政支出額について額の大きな順、それから収入に占める割合の高い順に並べております。額で最も大きい産業支援財団、県から36億4,100万円余の財政支出を受けておりますが、主なものといたしましては、宮崎県中小企業等支援ファンドという事業を行っておりますが、その財源としての貸付20億円など、そういった事業関係のための貸付が主なものとなっております。それから、3番目の林業公社、14億円ございますが、このあたりはほぼ全額が貸付金で、分収林管理のための借入金の償還財源といったものになっております。

それから、(5)のほうでございますが、8番目までで県の財政支出額が50%を超えているという状況でございます。このうち、一番上の機械技術振興協会では、延岡市にあります機械技術センターの指定管理料が5,200万円余ございます。これが協会のほとんどの収入、94.4%という状況になっております。それから、同じく指定管理者となっております5番目の芸術劇場では、県支出額5億5,756万4,000円記載しておりますが、そのうち4億8,700万円余が指定管理料でございます。その指定管理料の占める割合は55.2%という状況になっております。それから、7番目に公園協会がございまして、ここは県の指定管理のほか、宮崎市の施設についても指定管理を請け負うといった状況もございまして、自立性を高めている状況でございます。

次の3ページ、これが公社等改革指針の対象となっていない法人についての上位10法人でございます。(1)の職員の関係でございますが、1番の交通安全協会、3番目の自家用自動

車協会は、警察本部関係の法人でございます。知事部局で申し上げますと、2番目の物産振興センターが最も多く、7名、以下、社会福祉協議会、職業能力開発協会などが5名というふうになっております。

それから、(2)でございますが、財政支出額、一番大きい市町村振興協会への支出8億2,600万円余が上がっておりますが、これは、サマージャンボ宝くじの、いわば県をトンネル経由して流れていくもので、財政援助といったものではございません。そういったものが主でございます。それから、2番目の土地改良事業団体連合会、これは土地改良事業に係る調査・設計業務等の委託料5億円などを含めまして6億3,000万円余となっております。

それから、(3)の県の財政支出割合が高い法人でございますが、42のうち12番目、ここにはあと2つ入っておりませんが、12法人までで50%以上を占めておる状況にあります。最も割合の高い母子寡婦福祉連合会2,153万9,000円ございますが、母子福祉強化推進事業への補助金といったものでございます。それから2番目、視覚障害者福祉協会、ここは視覚障害者センターの指定管理者となっております。2,800万円余の収入のうち、指定管理料が2,500万円を占めていると、そういった状況になっております。

説明は以上でございます。

○四本人事課長 退職者の再就職状況について御説明をいたします。

委員会資料10ページでございますが、退職者の公社等への再就職の状況につきましては、平成16年度から、本庁課長級以上の退職者について公表をいたしておりまして、この10ページの資料というのは、昨年7月末に公表をしたも

のでございます。昨年は38名が再就職をしております、その内訳といたしまして、退職時の職位が部長級が3名、次長級が22名、課長級13名となっております。事務、技術に分けますと、事務が17名、技術が21名ということでございます。再就職先としましては、公社・団体等が36名、民間の営利企業が2名ということでございます。

11ページのほうの上の大きい表の一番下、最後に注がつけてありますが、再就職団体等名の欄に米印のある4名につきましては、自己開拓による再就職でございまして、それ以外の34名は、公社・団体等からの要請に基づきまして、県の推薦による再就職でございます。

なお、11ページの最後に参考といたしまして、本年7月末に公表予定にしております21年3月31日付の職位が課長級以上の退職者の再就職者の数につきまして、6月1日現在でまとめております。内訳は、事務が27名、技術が20名、合計で47名が再就職をしております。なお、ことしの3月31日付退職者の氏名とか団体名などを含めた一覧表につきましては、7月末に公表の予定でございます。

説明は以上でございます。

○丸山委員長 総務部からの説明は終わりましたが、質疑等がありましたら御発言をお願いしますが、なお、個別の公社等に関する質疑に関しては、後日、所管部局から説明聴取を行いたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、御質疑のある方はよろしくお願ひいたします。

○鳥飼委員 初歩的な質問なんですけど、公社等改革指針の対象法人とそれ以外の法人ということで説明があったんですが、出捐額が非常に

少ないのがありますね。例えば、4ページの10番の環境科学協会で0.7、ここは委託料がちょっとあるんですけども、そこと、非常に低いがあるんですけども、この根拠について御説明をいただくといいんですけど。

○桑山行政経営課長 出資の割合がどうしても低いかということに関しては把握しておられないわけですけども、公社等改革指針の対象とする際に、額の多い少ないにかかわらず出資等を行っているものを対象とした関係で、こういったものも入ってきております。したがって、次の指針をつくる際に、またこの出資額の基準は引き上げる、例えば、高いところはそのまま入れる、低いところは県の財政支出とか、あるいは人的な派遣とか、そういうのを組み合わせて基準をつくるとか、そういった対応が今後あり得るかなと思っております。

○鳥飼委員 そうしますと、委託料なり補助金なり、非常に額の低いのかあったでしょう。今言ったような、出捐額もかなり低くて、なぜ、こんなところまで県が口を出すんだと——口を出すと言ったら語弊がありますが、実質的にそういう対象になっておるわけですから、それは次回というか、整理をされるということではよろしいのでしょうか。

○桑山行政経営課長 おっしゃいます、どこまでを対象とするかということにつきましては、今後、私どもとしても検討いたしまして、またこの場でお示ししたいというふうに思っております。

○鳥飼委員 それと、これは個別のものなんですけれども、3ページに交通安全協会がありまして、これは警察本部ということのようなんですけれども、常勤役職員、OB37名ということで、極端にここが多いんですけども、各地区の協

会があるせいかなというような感じもするんですけども、その辺の事情等がわかっておれば御説明をお願いいたします。

○桑山行政経営課長 交通安全協会につきましては、各地域にも設立されているようであります。これはあくまで県の交通安全協会の所属ということでございます。具体的にどういふことをやられているかは把握しておりませんが、例えば、免許更新時の講師をやっていただく方とか、ああいった方々がこのOB37名の中に入っていたりするようです。

○鳥飼委員 私たちも免許更新に行ったら説明を受けますね。ああいう人たちも入っているんじゃないかということですね。

それともう一つ、最後にしますが、本会議でもちょっと申し上げましたけれども、県が設立をした団体といいますか、法人とかいうのがありますね。県が手を引いたら直ちに解散というか、そういうふうにならざるを得ないところも結構あると思うんですけども、そういう意味では、指定管理のあり方についてももっと考えるべきではないかというような気もするわけです。例えば、聴覚障害者センターというのがNHKの隣にありますし、1階が視覚障害者センターで、団体の方が指定を受けてやっておられるわけですけども、通常はそれ以外に行くということはあり得ないだろうと思うんですけど、しかし、ほかに行く場合も選択できるといいますか、指定ができるような形にはなっているわけなんですね。この場合は視覚障害者団体、聴覚障害者団体とはちょっと違いますけど、例えば、芸術劇場にしても、なぜ、指定管理制度を取り入れるのかというような感じもしまして、その辺の考え方というのを明確にしていくべきではないか。例えば図書館だって指定

管理にできないことはないわけなんですよ。ただ安ければいいかということ、そうではないですね。宮崎市が図書館の指定管理をやっていますけれども、図書館のあり方そのものが問われているものだというふうにも思うんですが、そこあたりの考え方についてお尋ねをしておきたいと思います。

○桑山行政経営課長 指定管理制度につきましては、県の有します公の施設の管理運営に關しまして民間のノウハウ、活力を利用しまして、もちろんコストを削減するというのも目的であります。あわせて、サービスの向上も図ろうという目的を持って導入されている制度であります。したがって、指定管理を行うに際しましては、その中身、条件といいますか、そして当然、サービス向上等も含めた基準なりを示して、応募していただいているという状況でございます。そういう形から、決してコスト削減だけではない、サービスの向上も一緒に図っていくというようなことでやっておるところでございます。

○鳥飼委員 条例をつくる时候にも議論をして、あのときは管財課が条例を所管しておったと思うんですけども、何々等というようなことである程度弾力的にやるべきではないかというようなことを、当時の課長さんにもお話をした経緯があるんですけども、県の施策としてやる場合もあるわけですから、そこはしっかりと県の考え方なり、行政施策というものを損なうことがないようにやっていただきたいと思えます。終わります。

○福田委員 今、御説明いただきました出資額から見た法人の関係で、この中に先ほど課長が御説明されました保証協会や農業信用基金、漁業信用基金、これは国との絡みがあるんです

ね。全国協会があつて、そして県の段階、しかも債務保証をする保険機関ということで、この金額が非常に大きいんですが、これは国の動き等があつての改革の対象法人になっているのかどうか、その辺はどうでしょうか。

○桑山行政経営課長 それぞれ公社等改革指針の基準に該当する団体でありますので、ここに挙がってきておりますが、改革の方針、中身については、個々の公社のいろんな事情の中で、公社ごとに方針を決められるものだと思っております。したがいまして、ここに信用保証協会が挙がってきているから、即何か、例えば一律に業務縮小をやったりとか、そういう対象になっているというわけでもありませんし、国から、特にこういった信用保証を担う機関について見直せという指示が、今、現実にあつているわけでもございません。

○福田委員 今、金融の大きなうねりの中で、今まで業種ごとの融資、貸付金に対する債務保証、保険機能が確立されておつたわけですが、その業際間の垣根がなくなりつつありますね、今の金融大改革の中で。そういう流れの中で効率的な債務保証をするために一本化できるような動きが国にあるのかなという気持ちで今、お尋ねしたんですが、この出資額が大きい法人から見ますと、159億の中で債務保証の協会がかなりの部分を占めていますね。そういうことからお尋ねしたんですが、債務保証という組織は、経済行為をやる上では必ずつきまとう組織ですから、保険機関ですから、県段階で一次保険を掛けて、国段階で再保険の二次保険になるわけです。やれば、国と全国的な協調の中で、融資・債務保証の保険機構を一本化する。そういう方向で、例えば1次産業だったら農業信用基金と漁業信用基金——かつて、林業を一本化しま

したね。そういうシステムで動かれるとかなり合理化できた金融の債務保証機関ができ上がるんではないかと、そういう気持ちを持ちました。これは国の動きもありますから、あえて答弁は求めませんが。

○桑山行政経営課長 おっしゃいましたように、信用保証協会につきましては、信用保証協会法に基づく特殊法人ということで、監督権は金融庁あるいは経済産業省等にございます。先ほど、この3つを特に御説明申し上げましたのは、そういったいわゆる担保的に出資をしているといいますか、そういう意味ではちょっと性質が違うということを申し上げたかったところでございます。

○福田委員 わかりました。

○緒嶋委員 いずれにしても、財務状況が健全であればいろいろ問題があつてもいいと思うんですけど、林業公社なんかというのは破産状態ですね。14億も出しながらこういう状態で、正味財産もこのような結果であるというのは、これは一番課題が大きいんじゃないかなという気がしますが、改革等も検討されておりますけど、これは環境森林部に聞いたほうがいいのかもしれないけれども、このことについては県としてはどういう感じを持っておられるのかなと。公益性はもちろんあるわけですけど、こういう破産状態のものに対して、これは市町村も絡み、そのほか民間も絡んでくるような組織である中で、将来的にどうするのかというのは本当、大きな課題だと思うんです。県の財政が厳しい中で14億出すというのはですね。そういうのを全庁的に取り組んでいかなければ解決しないという気がするんですけど、このあたりはどのように検討されていくつもりなのかですね。

○桑山行政経営課長 林業公社についてのお尋

ねでございますけれども、委員もおっしゃいましたように、これまで県の中でも検討を行ってきております。平成16年度に抜本的な改革方針を策定して、平成19年度まで集中的に改革に取り組んできた結果、見込みとしては、随分先になりますけど、平成80年度までに、分収林事業が終了する年度ということなんですが、それまでに債務をすべて解消できる見込みというようなことになって、その上で、最終的に県でこのまま公社として存続するかどうかの検討を行いました結果、そのまま存続して経営の改善に取り組んでいくという方針を決定して、現在、やっているところでございます。

○山下総務部長 追加で、新しい情報、まだ新聞情報でしかないんですけども、林業公社は全国的に相当赤字ということで、総務省が来年度から県に起債を、いわゆる貸し付ける分について許すと、そして、その利息については特交で見ると、そういったことも今、検討をされておるようではございます。

○緒嶋委員 これは全国的に各県、課題を抱えているわけですね。出資割合から言えば県の出資は大したことはないわけですね。しかし、実質的には県が責任を負わなきゃならない形ですので、ここにいる人で80年まで生きている人が何人おるか知らんけど、本当にそれが解決策かなという気もせんでもないわけですので、これについては国に要請するとともに、本当に真剣に取り組んでいかなければ、特に材価が安いというのが一番深刻なわけですね。木材価格が3万円でもすれば、割合から言えば収益は上がるわけですが、今のように8,000円を切るような状態では、毎年売っても、それこそそのコスト分は収益として上がらないから、逆に切ることによって損失が増すというような形に

なるわけですね。これは深刻な立場ですので、これについてはまた鋭意努力していかんと、ますます大変なことになるんじゃないかなというふうに懸念されますので、この辺は集中的に対策を立ててほしいということを要望しておきます。

○徳重委員 社会福祉事業団についてお尋ねします。事業団に委託するという事じゃなくて譲渡するという事で、たしか40億かの金額でお渡しするという事で、ことし、県の支出額8億953万という数字が出ているんですけど、この委託料が、まだ別に1億5,126万3,000円というのはどういうことですか。

○桑山行政経営課長 資料を確認しますので、ちょっとお時間をください。

○丸山委員長 委員の皆様にお伝えしますが、先ほど話しましたとおり、個別のことに関しては、その後、各部局のほうにいろいろ意見聴取はできるかなと思っておりますので、個別案件よりは、この資料に関してどういう資料なのかという目線で質疑をしていただければ今回はありがたいと。その後に委員協議の中で、次はどの公社等の質疑をしたほうがいいのかという協議の場も設けたいというふうに思っておりますので、きょうのこの資料に関して、どういうことでも出てきたのかとか、どういう目線で見たいほうがいいのかというような質疑をしていただければ大変ありがたいかなというふうに思っておりますので、そういう質疑をお願いしたいと思っております。中身については、個別、担当部局のほうに聞くという形をとりたいと思います。

○桑山行政経営課長 委託料のお尋ねだったと思いますけれども、福祉研修センター、あるいは介護実習普及センター、そういったところの運営委託がございまして、委託料が発生して

おるようでございます。

○井上委員 この資料に関してですけど、株式会社ミヤチクに県がお金を出すことになった経緯というか、それはどういうことなのかだけ教えてください。4億5,910万円県は出しているのはなぜか、経過。

○丸山委員長 わからなければ次の担当部局のときに質問したいと思いますが。

○桑山行政経営課長 調べますので、ちょっと時間をいただけますでしょうか。設立の時期のところまで資料を持っていないものですから。

○丸山委員長 井上委員、担当部局のときでよろしいでしょうか。

○井上委員 いや、結局、どこを選ぶかということを含めて、それを挙げていいかどうかというのもわからないじゃないですか。資料の説明をしてくれということを行っているわけで、別に中身がどうこうかというのではなく、なぜ出資をするのか、経過ぐらいは言えないとおかしいと。

○丸山委員長 私のほうから説明するのはおかしいのかもしれませんが、前回のときの評価シートにある程度のことは書いてあるというふうに理解をしていたんですけれども。

○井上委員 理由があるから金を出しているんですよね。

○丸山委員長 暫時休憩いたします。

午前10時43分休憩

午前10時43分再開

○丸山委員長 委員会を再開いたします。

○桑山行政経営課長 昭和54年1月に設立をされております。目的につきましては、同社が農家からの高値での買い上げ、食肉価格が低下した場合の買い支え、そういった機能を担う、農

家の経営安定を図るための公益性の高い取り組みを行うということで、県も出資をしたということかと思います。

○井上委員 農家の経営安定ね。

○桑山行政経営課長 おっしゃるとおりです。

○井上委員 わかりました。

○星原委員 41番から49番まで、県に配当として入ってくるのは、大体わかりますか。——これかな、年額。そうですね。では、ミヤチクなんかは入っていないわけですね。

○福田委員 さっき井上委員から出たミヤチクの関係ですが、私はミヤチクだけではだめだと思うんです。この中に出ていますが、当時、国が食肉の流通の正常化をするために、54年以前、40年代、岩手県と宮崎県両県に畜産振興事業団の基金を打ち込んで、公共性の高い食肉処理工場をつくったんですね。だから、まず宮崎県畜産公社が母体なんです。それからいろいろ県が直接経営することによってうまくいかに、農業団体と県と合同でやった経緯がありますから、まだ宮崎県の畜産公社が残っています。初代社長は、もちろん県知事の黒木博さんが社長になられて、それからずっと農業団体に移管した経緯がありますから、資料をつくるときは、畜産公社からずっとつくってこないとなかなか理解ができないから、きょうは何も要らないですよ、その資料をつくっていただきたい。そうすると、なぜこういう経過になったのか皆さんが理解できるから。十屋委員もその辺は詳しいですから。問題の宮崎県畜産公社が、なぜ、また法人として存続しているのか、この辺も問題がある。私も聞こうと思ったけど、個別案件ですから、そこからスタートして資料をつないでいかないと、解明ができないと思います。以上です。

○丸山委員長 ほかにございませんか。

○武井副委員長 ないようですので伺わせていただきます。10ページのほう、再就職の件を伺わせていただきたいんですが、こういう形で出ているんですが、例えば、この同じときに、特別職ですからお名前を出していいと思うんですが、渡辺教育長が、県の総務部長を退任されて教育長になられているんですが、こういった方はこの中には該当しないのかどうか、伺います。

○四本人事課長 公社等への再就職の状況ということで公表しておりますので、教育長等については入っていないところでございます。

○武井副委員長 一方では、民間企業に就職された方なんかもこの中には記載されているわけですね。例えば25番の方なんかはそういうことだと思っておりますが、そういった意味での、整合性的に、こういう方が記載されて、教育長なりが記載されないというのはなぜか、伺います。

○四本人事課長 教育長等につきましては、一応、公職というか、完全に公表をされておりますので、そういう意味で教育長というのは入っていないということになるんじゃないかと。株式会社あるいは有限会社等に再就職しておる者については公表はされておらないので、ここで取りまとめているということになっていると思います。

○武井副委員長 またこれは最後に資料要求があるかと思うんですが、行政委員とか、そういう方も実質的には報酬が出ていたりするものもあるので、またそのあたりも教えていただければと思っております。

最後にもう一点ですが、下のほうに県の推薦によるものというふうに書いてありますが、県の推薦というのは、だれがどのような基準であ

てがうとか推薦をするのかということについて、お聞かせください。

○四本人事課長 本人等の希望もと、あるいはまた公社等からの派遣要請等もいただき、人事課を中心として推薦先を決定しているということでございます。

○武井副委員長 わかりました。それは警察とか教育委員会とか、そういうことも含めてそういった形でということは、逆に言えば明確な基準はないということですね。推薦をするための指針とか、そういうものというのは。

○四本人事課長 警察並びに教育委員会につきましては、それぞれで再就職の推薦なりは行っております。

○武井副委員長 その指針とか基準というのは、つまり、ないということですか。

○四本人事課長 平成19年3月に、「退職者の再就職に関する取扱要領」というのを定めております。

○武井副委員長 長くなりますが、最後に1点だけにします。ということは、具体的なマッチングであるとか、そういったことは人事課が間に入って具体的に調整を行っているのか、それとも、どちらかという個人で行っているのか、そのあたりのプロセスみたいなものを少し聞かせてください。

○四本人事課長 本人の職歴とか適性を見まして、人事課等でといたしますか、県の方でそれはマッチングをしているということでございます。

○武井副委員長 わかりました。

○丸山委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 それでは、ないようですので、以上で総務部の概要説明を終わらせていただき

ます。総務部の皆さん、退席していただいて結構です。御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時51分休憩

午前10時54分再開

○丸山委員長 委員会を再開いたします。

教育委員会においでいただきました。

私は、この特別委員会の委員長を仰せつかっております丸山でございます。どうかよろしくお願ひいたします。

委員の紹介につきましては、時間の制約もございませぬので、お手元の配席表にかえさせていただきますと思っております。

また、教育委員会の皆様の御紹介につきましても、資料に幹部職員の名簿が記載されておりますので、省略して結構でございます。

本日は、教育委員会が所管している財政支出または職員派遣を行っている公社等の状況について、概要説明をお願いしたいと思います。

それでは、よろしくお願ひいたします。

○渡辺教育長 教育委員会でございます。よろしくお願ひいたします。

委員の皆様方には、本県教育の振興につきまして、日ごろから、御指導、御支援を賜っておりますことに対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日は、ただいま委員長からございましたように、教育委員会に関連いたします、県が財政支出または職員派遣を行っている公社等について、教育委員会の関係では5つの法人でありますけれども、この法人につきまして御説明をいたします。

内容につきましては、総務課長から説明させていただきますので、よろしくお願ひをいたし

ます。

○金丸総務課長 それでは、御説明を申し上げます。先ほど、資料の差しかえをお願いしていると思ひます。差しかえた後の資料をごらんいただきたいと思ひます。

教育委員会が所管しております公社等のうち、県が財政支出または職員派遣を行っております公社等は、この表にありますように、5つの法人でありまして、上から順に、社団法人宮崎県教職員互助会、財団法人宮崎県奨学会、財団法人宮崎県体育協会、財団法人宮崎県スポーツ施設協会、財団法人宮崎県学校給食会でございます。

左側の欄から順に、まず出資（出捐）額でありますけれども、教育委員会では、県が出資、出捐をしている法人はありません。

次に、その右側の欄でありますけれども、平成20年4月1日現在の常勤役員及び職員のうち、県職員の数、県OBの数を示しております。5つの法人の合計は、一番下の欄ですが、県職員が9名、県OBが6名となっております。

次に、その右の欄は、平成20年度の各法人に対する県財政支出額であります。補助金としまして、3法人に対し、一番下の欄でございますけれども、4億1,126万6,000円を、また上から4段目の財団法人宮崎県スポーツ施設協会、ここは県体育館、ライフル射撃場等の指定管理者となっておりますので、スポーツ施設協会に対しまして、指定管理料として3億8,920万4,000円を支出しております。また、同じく、スポーツ施設協会のその他の欄でございますけれども、844万5,000円を記載しております。これは、体育館等を県民が利用した場合に、指定管理者であります当該法人が徴収する利用料金でございます。

次に、その右の欄は、平成20年度の予算ペー

スでの法人の総収入額でございます。

その右の欄の支出割合につきましては、Bの欄の法人の総収入に対するAの欄の県財政支出額の占める割合を記載しております。

その右の欄は、平成19年度決算における各法人の財務状況であります。左側の欄が経常損益であります。5法人のうち3法人がマイナスとなっております。その右側の欄は、正味財産でございます。

配当額につきましては、5法人とも商法法人ではございませんので、該当はありません。

以上で資料の説明を終わります。

○丸山委員長 教育委員会の説明が終わりました。質疑等がありましたら発言をお願いいたしますが、一番最初に、できれば全体の考え方に対する質疑をしていただいて、5つ法人がありますけれども、個別の法人に関しては一つ一つ区切って質疑した方がわかりやすいと思っておりますので、まず、全体の件について質疑を行った後に、各個別の団体については分けて質疑をしていただければ幸いというふうに思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

まず、全体からお願いします。

○十屋委員 これは宮崎県だけだと思うんですけども、他県との比較ということで、同じような団体があるかと思うんですが、そこの補助金とか財政の支出の額的なものはどうなんですか。多いのか少ないのか。例えば九州の中で見た場合に、多いのか少ないのかというのは、調べられたことはあるかないかも含めて。

○金丸総務課長 済みません。手元に資料がございません。

○十屋委員 それならいいです。

○鳥飼委員 知事部局は公社等改革指針というものをつくっているいろいろやっていますね。教育

委員会は別になるんですけども、教育委員会の場合の考え方としては、何かそういうものというのはあるんですか。それとも個別にやられるということなんですか。

○金丸総務課長 委員おっしゃいましたように、公社等改革指針につきましては、教育委員会には該当ございません。公社等改革指針の考え方としまして、まず、県が出資、出捐をしている団体がその該当になっておりますが、先ほど、資料で御説明申し上げましたように、教育委員会の場合は、県が出資、出捐している法人は一つもございません。そういう意味で改革指針の対象にはなっておりませんが、やはり考え方としましては、時代の変遷に伴って、法人の果たす役割とか、あるいは県の教育委員会とかかわり合いとか、そういったものは当然に変わってきておりますので、基本的な考え方としましては、人的なつながりとか、あるいは財政支出とか、そういう観点で日ごろの見直しが必要だというふうに思っております。具体的には、日ごろの業務の中で各課が法人と接触する場面がありますので、そういう協議の中、あるいは財団法人、社団法人に対する指導監督的役割を持っておりますので、そういう中において議論、協議をしておる状況でございます。

○鳥飼委員 そうしますと、個別に改革すべきところがあるかもしれないけれども、その点については、一番右端にあります所管課ということで、鋭意、その都度やっているということで教育委員会は対応しているということですね。わかりました。

○丸山委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 全体的なことがなければ、個別の団体について、資料も用意していただいております。

りますので、まず、1番の教職員互助会から、質疑がある方はお願いしたいと思います。

○徳重委員 教職員互助会ですが、常勤役職員を県職員が2名のうち1人が県OBかな、この職員を互助会に出すということについて、その職員の給料はどういう形になるんですか。

○井上財務福利課長 職員の給料は直接には互助会からの支給でございますが、その互助会に対して、県補助金が、運営管理費について2分の1の補助が行われておりますので、そこから出ているという考えもできないことはないと考えております。

○徳重委員 この人数、総数が14名いらっしゃって、県職員が2名ということですが、これは条例か何かつくってあるんですか。

○井上財務福利課長 一般に、県職員関係で3つの互助会がございますけれども、これは職員の互助会に関する条例というもので設立されているわけでございますが、その条例の8条において知事は互助会に対し、予算の範囲において補助金を交付することができるんですけれども、人員の派遣について条例レベルでの定めはないようでございます。

○徳重委員 定めがなかった場合は、だれが指示するというんですか、異動なり何なり、命令権はどこにあるんですか。

○井上財務福利課長 失礼しました。別に公益法人等への職員の派遣等に関する条例がございます、その条例に基づいて派遣を行っております。

○徳重委員 最後にしたいんですが、条例によって派遣されますね。任命権は教育長にあるんですか。互助会に対する職員の任命権というか、向こうに行きなさいという、そういうのはだれが任命できるんですか。

○金丸総務課長 派遣法という法律がありまして、また、それに基づく派遣条例というのがございます。これの運用につきましては、私も、通常の人事異動の一環として、この職員についてはこれこれ法人のほうに派遣することが適当であろうということで、教育長のほうで判断をしまして、本人の同意をとりまして、そして公社のほうに派遣するという手続になっております。

○徳重委員 わかりました。結構です。

○丸山委員長 ほかにございませんか。

○鳥飼委員 役員名簿とかつけていただいているんですけど、20年4月1日現在ですけど、もう21年4月で、中を見ると19年とか18年とかあるんですけども、これは任期が2年とかいうのもあるだろうと思うんですが、御説明をただけますでしょうか。

○井上財務福利課長 互助会につきましては、実は昨日、通常総会が行われまして、それで平成21年度以降2年間の任期の役員が定まったところでございますが、この資料は20年4月1日現在ということでお作りしております関係で、当時における役員を載せているところでございます。

○鳥飼委員 教職員互助会はわかりましたけど、そのほかにもありますけど、原則的にそういうことですか、総務課長。例えば最後のスポーツ施設協会にしても18年とか、学校給食会にしても18年とかあるんですけども、理事会とか総会というのがあるでしょうから、ということで聞いたんですけども、個別でお聞きしているわけじゃないんですけども、その他についてはどういうことでしょうか。

○井上財務福利課長 個別ではないというお尋ねでございましたけれども、実は互助会につき

ましては定款、その下の奨学会については寄附行為ということで、そういう各団体ごとの基本の規約に基づいて定まっているものと存じております。

○鳥飼委員 それは当然でしょうけどね。例えば、それぞれ理事会なりそういうものがずれて、もう7月ですね。資料を出していただければ、4月というふうに書いておるわけですから、普通は21年の4月になるかなと思うんですけど、2年とか3年前の数字ですから、その辺の事情をお聞きしたんですけれども、もう結構です。

○丸山委員長 ほかにございませんか。

○星原委員 ちょっと教えてほしいんですが、県からの補助金7,000万円余、支出割合3.2という、こういうのは条例か何かで決めている形で毎年、補助金を出しているんですか。それとも、職員数というか、組合員数というか、そういう数字に対するパーセントで決められるものなんですか。どういう形でこの7,000万という数字をはじかれているんですか。

○井上財務福利課長 互助会に対する補助金は、実は年々大きく削減してきているところでございますけど、当初においては会員数を基礎に算定しておりました。今は管理運営経費ということに限って、その2分の1ということでございますから、会員数という考えはほとんど壊れてきております。

○星原委員 運営費の2分の1というその決め方の基準というのは、条例の中に入っているんですか。それぞれこれだけの必要経費が要るので、これだけは補助金をもらえないといけないという形で、その補助金を要望して出しているものなんですか。

○井上財務福利課長 条例レベルの定めはござ

いまして、予算でもって内容を検討するわけでございますけれども、従来、福利厚生費等にもその一部について補助を行っておりましたが、今はそういうものについて全国的に抑制がかかっている状態でございます、当県におきましても、平成20年度におきましては、管理運営経費だけということにいたしております。

○星原委員 そうしますと、経費というのは、常勤役職員ということで総数14名おりますね。多分、主に人件費が運営費ということになると思うんですが、14名は必要というふうになりますか。そういう人数的なものの意味は我々には全然わからんのですが。

○井上財務福利課長 当互助会、会員数、実は平成21年度に初めて1万人を切ったわけでございますけれども、従前、1万人以上の会員という大規模組織でございます。当然、日常の業務が大変多岐にわたり、また多量でございます。14名の職員は私どもは必要と考えております。

○丸山委員長 ほかにございませんか。

○高橋委員 今、財務福利課長がおっしゃったように、もともとは使用者側と会員との出資、金を出し合ってたしかこれはやっていたはずですね。いわゆる給与の1000分の10とか、これに対して補助金が幾らか出ているという仕組みで理解していいんですよね。それがだんだん流れによって、フィフティー・フィティーで出していたのを、この補助金のほうを削って行って、今の7,000万になったということで理解をすべきですね。

○井上財務福利課長 おっしゃいましたように、互助会の運営経費の大部分は会員による会費でございますが、県の補助金が最も多額であった折にも、全体の2分の1であったことは

ございません。

○高橋委員 会員が半分、経営者があとの半分出すのが民間の福利厚生だというふうに私は認識していたんですけど、公のところは今、特に指摘があって縮小されている結果がこうだと思うんで、そこは理解しましたので、結構です。

○丸山委員長 ほかにございませんか。

○武井副委員長 1点お伺いいたします。これを見ますと、経常損益で1億374万円利益が出ているわけですが、そういった状況の中で、7,000万の補助金というのを出さなければならない必然性というのがあるのかどうかを伺います。

○井上財務福利課長 各年度末において、こういう規模の経常損益という形でのプラスの数値は出てまいりますけど、翌年度直ちに、退職した互助会員に対して、セカンドライフ給付金と申しておりますけれども、すぐにそちらに充当する仕組みで回っておりまして、純粋な剰余が生じているというわけではございません。

○武井副委員長 そういう仕組みであろうということはわかるんですが、そうしますと、この数字を見ても内容が全然理解できないということになってしまうんですが、この1億を超える経常利益の中で、実際に必要な経費を引いて、内部留保的に残る金額というのは、おおむねで結構ですけど、大体幾らぐらいあるものなんでしょうか。

○井上財務福利課長 社団法人となっておりますけど、基本的に今、公益法人という性格で運営しているものでございまして、いわゆる利益というものが生じていないという形になっております。

○武井副委員長 ということは、基本的にはこの1億円以上のものは、あくまでもセカンドライフ給付金に使うための原資というような理解

でいいということですか。

○井上財務福利課長 年度当初における当該年度の予算というのは、先ほど申しましたように、通常総会がかなりずれ込むものでございますから、その間の賞与資金等にも一部充てられてまいります。そういうために、こういう形で運転しているということでございます。

○武井副委員長 わかりました。

○十屋委員 正味財産の中身で、4億8,000万は流動的な資産なのか固定的な資産なのか、そこはどうなんですか。

○井上財務福利課長 正味財産、この互助会における一番大きなお金というのは実は会員に対する貸付でございまして、貸付残高等が一番大きくなっているということでございます。

○十屋委員 わかりました。

○丸山委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 なければ、2番の奨学会のほうに移りたいと思いますので、御質疑のある方はお願いいたします。

○十屋委員 経常損益、三角なんですけど、これは奨学会自体の赤字なのか——赤字というか、いわゆる奨学金が返ってきていないから、これだけのマイナスが出たというふうに見てよろしいんでしょうか。

○井上財務福利課長 これは完全にマイナスになったということではございませんで、資産がこれだけ減ったということでございます。

○十屋委員 その中身を少し詳しくお話しただけませんか。経常損益だから。

○井上財務福利課長 この奨学会は奨学金事業を行っておりますけれども、事業内容の最大のもものは実は県生徒寮の運営でございまして、奨学金事業のみでは赤字を生じるようなことはご

ございません。7,620万9,000円というのは、これはすべて生徒寮の運営に充てられるものでございますけれども、この運営費において一部欠損が生じたということでございます。もう一つ、経常損益をこの年度において最も左右しましたものは、預金利息等でございます、こちらが大幅に落ちたということがございます。

○十屋委員 ということは、生徒寮と利息が見込みよりも下回ったということで理解していいですか。

○井上財務福利課長 さようでございます。

○鳥飼委員 ちょっとお尋ねしますが、生徒寮は6寮ですね。6寮で7,600万ということでしょうか。生徒寮運営の総経費といえますか、総予算は幾らになっていますか。

○井上財務福利課長 ちょっとお時間いただきたいと存じます。

○鳥飼委員 あわせて、生徒寮のあるところで、幾ら経費がかかると、そして、生徒は定員が何ぼで何ぼ収入があると。ところが100人の定員のところが、50人しか入らなかったので収支不足になったというようなことだろうとは思いますが、その辺をもう少し詳しく説明してもらえますか。

○丸山委員長 時間がかかるのであれば、後日、資料として出していただければ幸いです。よろしいですか。

○井上財務福利課長 詳しいデータは後日お出ししたいと存じますけど、生徒寮運営費はおおむね、この県の補助金と入寮者から徴するところの寮費で成り立っております、その構成はほぼ半々でございます。詳しいデータは後ほどまとめましてお届けしたいと思います。

○鳥飼委員 奨学金の貸与というのは大きな事業ではないということだったんですけれども、

奨学金そのもののお金の流れ、高校生で特奨、一般と今もあると思うんですけれども、学校育英会と言っていたところの分を代行している部分もあると思うんですが、ちょっとそこを説明していただけますか。事業がよくわからないものですから。

○井上財務福利課長 この奨学金は、宮崎県奨学金とは全然別の財団法人宮崎県奨学会独自運営の奨学金でございますが、現在、貸与人員23名でございます、当奨学会が直接奨学生を募集いたしまして、お金の流れとしては、その奨学生の口座に直接振り込むという形でございます。その当該人から後、直接回収しているということでございます。

○鳥飼委員 単価は毎月幾らなんですか。期間もお願いします。

○井上財務福利課長 毎月2万5,000円でございます、大学生が対象でございますが、在学期間を経て半年の猶予を置きまして、在学期間の4倍の期間で返還を求めているということでございます。

○鳥飼委員 いわゆる従前の育英会といえますか、県で直接やっている部分というのは別途あるわけですね。その分についての運営というのは財務福利課ではなくて、選考委員会か何かつくっているんですね。

○井上財務福利課長 県のほうの奨学金も当課の所管事項になっております。

○鳥飼委員 奨学会の事業ではないということで、県の分については直接それをやっているということですね。従前の育英会の分は不十分だということで、財団法人をつくられたときにいろいろ議論があって、こういうのをつくられたというような経緯なんですか。

○井上財務福利課長 これは由来は物すごく古

うございまして、大正4年にできたものでございまして、そちらのほうが先でございまして。実際、奨学金需要はこの23名というふうなものでございまして、県の奨学金のほうは今、4,000名以上の御利用をいただいております。そちらのほうが圧倒的に主流だということでございます。

○鳥飼委員 そうしますと、23人で、この財団法人がやるのは余り意味を持っていないというようなことなんでしょうか。

○井上財務福利課長 御利用がある以上、意味があると思っておりますが、いろいろな奨学金でいろんな理由から奨学金を受けることができない方は救っていると思っております。

○鳥飼委員 どうも何かぴったりこないというか、片や数千名、片や23名ですか。この財団のいろんな考え方があるのかもしれませんが。わかりました。結構です。

○丸山委員長 ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 なければ次の体育協会のほうに質疑を移りたいと思っておりますので、お願いいたします。

○福田委員 ちょっと教えてほしいんですが、体育協会、まず、人的関係では現職職員が6名にOBが2人ですから、実質、県の教育委員会のスポーツ振興課と表裏一体になってスポーツ振興に取り組んでおられると、こういうふうに理解していいわけですね。表裏一体の組織だと。どうですか。

○川崎スポーツ振興課長 今、委員がおっしゃいましたように、県の事業を補完しているところで、ほとんど体育協会と一体となって本県のスポーツ振興に取り組んでいるところでございます。

○福田委員 人的財源も補助金もかなり高い比率で、特に補助金等については93%内外ですから、そういうふうに見ていいんですね。そこでお聞きいたしますが、県の体協は財団法人の法人格を持っておるんですが、この下に市町村の体協があると思っておりますが、これで財団とか法人格を持つのはどれぐらいあるんでしょうか。

○川崎スポーツ振興課長 ちょっとお時間をいただきたいと思っております。

○福田委員 後で結構です。

そこで、もしあれば、県の体協と法人格を持っている市町村の体協の関係、それともう一つは、恐らく全国も同じようなことかなと推察をするんですが、各県も同じ財団方式で体協を設立され、スポーツ振興を図っておられるのかどうか、これをお聞きしたい。

○川崎スポーツ振興課長 今存じ上げているところでは、九州各県はほぼ本県と同様というふうに承知しております。

○福田委員 全国も同じですね。

○川崎スポーツ振興課長 全国については今、資料がございません。

先ほどの市郡における体協の件ですが、宮崎市のみが財団化しております。以上です。

○福田委員 わかりました。

それでは、最後に、資本（正味財産）が5億7,600万円余ございますが、これは基金として積み立てされておる分かどうか、これをお聞きしたいんですが。

○川崎スポーツ振興課長 正味財産につきましては、基本金が3,500万、残りにつきましては、各加盟団体等からの出資によりますスポーツ振興基金としてあるというふうに存じております。

○福田委員 基金として積み立てがなされてお

るんであれば、恐らく現金を金庫に置いておくことはありませんから、運用があると思いますが、どのような運用をされているのでしょうか。

○川崎スポーツ振興課長 ほとんど定期預金というふうに聞いております。

○福田委員 聞いておりますとおっしゃいましたが、実態はスポーツ振興課が大きく関与する問題でして、かなり大きな金額でございますから、あえてお聞きしたんですが、定期預金で安全に基金の運用をされていると、こういうふうに理解してよろしいですか。

○川崎スポーツ振興課長 そのとおりでございます。

○福田委員 わかりました。

○丸山委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 なければ、次の施設協会のほうに移ります。御質疑はございませんか。

○武井副委員長 お伺いいたします。実際、経費を見ますと、4億7,000万のうち、約4億円近くが指定管理その他ということになっているんですが、つまりは大部分は運動公園等の指定管理費だということだと思んですが、それ以外の収入というのは何かあるのか、お聞かせください。

○川崎スポーツ振興課長 自主事業につきまして1,170万円、それから特定の預金等による取り崩しが約2,000万ということでございます。

○武井副委員長 運動公園の利用料の収入というのはどこに入るんですか。

○川崎スポーツ振興課長 運動公園の利用料につきましては、県の収入ということで県のほうに入っております。

○武井副委員長 この中には出てこないという

ことですね。ということは、先ほどあった取り崩しというのは、何から何をどういうふうに取り崩しているんですか。

○川崎スポーツ振興課長 職員の退職金でございます。

○武井副委員長 1,170万というのはわかりましたけど、実質的には、この協会というのは、運動公園の指定管理を受けることによって存在していると言っても過言ではないということでしょうか。指定管理が外れたら、財団としての存在というのは非常に厳しいというような理解でよろしいということでしょうか。

○川崎スポーツ振興課長 今、委員の御指摘のとおり、そのように認識しております。

○武井副委員長 わかりました。以上です。

○丸山委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 なければ、次の学校給食会の質疑をお願いいたします。

○鳥飼委員 一つだけ確認したいんですけど、学校給食、例えば、業者の人たちが、きょうはキュウリとかトマトとのあえものですよとかいって学校に納めますね。いろんな食物の流れで、ここが果たしている役割というのはどんなふうに思えばいいのでしょうか。例えば宮崎中学校とかあって、そこに給食の物品を納めて給食をつくってもらって、子供たちが食べるわけですけども、学校給食会の役割というのは、實際上、どういうものだと思っていただいでしょうか。余りにも初歩的で説明しにくいかもしれませんが、お尋ねします。

○川崎スポーツ振興課長 学校給食会におきましては、物資につきましては、主食の米、パン、麦等につきましては、学校給食会からほぼ各学校に流れております。そのほか副食につき

ましては、学校給食会から約4割強、生鮮食料品等につきましては地元の商店もしくは事業所、そういったところから学校のほうに納入されているという状況でございます。

○鳥飼委員 そうしますと、主食のお米とかパンとか、そういうものについての取り扱いはここでしていますと。そのほかの副食については、市の教育委員会はどんなにしているかわかりませんが、学校現場にここを経由しなくて納めていますよということではいいんですか。

○川崎スポーツ振興課長 大体そういう状況でございます。

○井上委員 財団法人宮崎県学校給食会の所管がスポーツ振興課というのはどうしてなのかと、県のOBの2名はどこにいた方がこの学校給食会に入っているのか、それを教えてください。

○川崎スポーツ振興課長 学校給食会の歴史の中で、以前は保健体育課の中にございましたので、その流れで現在、スポーツ振興課の所管ということになっているというふうに思います。

それから、OBの方の2名ですが、教育委員会のOBということでございます。

○井上委員 教育委員会はわかっているんです。どこに所属されていた方ですかと聞いています。

○川崎スポーツ振興課長 この時点では、教職員課、生涯学習課のOBというふうに存じております。

○山下委員 学校給食の現場、各市町でやっているんですが、その給食の現場というのはかなり民営化が進んでいるんですか。把握されていますか。

○川崎スポーツ振興課長 給食をつくるところ

につきましては、自校給食であったり共同調理場であったりしておりますが、つくる内容によりまして学校給食会に委託したり、お米につきましても、全部学校で炊くということではございませんで、近くのパン屋さんから御飯として納入したりということで、今、質問にありましたことについては、学校でつくったり外注したりというような状況でございます。

○山下委員 各市町村の学校給食の取り組みで、改革が進んできた中で、いわゆる給食の現場を民間委託しているところがふえてきていると思うんですが、県の学校給食会と末端との例えば食材の取引というのは、かなり県の学校給食会が関与していると思うんですが、民営化された状況がふえてきても、学校給食会とのかかわりというのは全く変わらないわけですか。

○川崎スポーツ振興課長 学校給食会と学校とのかかわりということでございますか。

○山下委員 給食の現場です、つくる場所。

○川崎スポーツ振興課長 つくることにつきましては、先ほども申しましたように、自校給食であれば学校でございますし、共同調理場であれば市町村が中心になってやっています。それと、一部の宮崎東高校あたりにつきましては、民営、外部に給食をつくること自体を全部委託しているというような状況でございます。

○山下委員 質問の趣旨がよく理解されていないのかなと思うんですが。まず、県内の市町の学校給食の取り組みの中で、民営化されているところの把握はされているのか。それと、された場合に、学校給食会とのかかわりですよ。というのは、民営化してくると、なるだけ安く材料を仕入れてこないといけないわけですから、そこでの接点というのは、民営化された場合に

学校給食会との関連というのは、どういう変化が生じてきたのかなど。

○川崎スポーツ振興課長 外部委託につきましては、小林市が外部委託をしております。ほかにつきましては、運搬等の一部の業務で委託をしているというふうに聞いております。

委員の問いについての詳しい状況については把握しかねておるところでございます。

○山下委員 都城もしているんですけどね。

○渡辺教育長 今、山下委員からお話がありましたように、学校現場は自校調理方式にしる、あるいは共同調理方式にしる、行財政改革という流れがありまして、恐らく、手元に数字はございませんけれども、かなり民間委託というのは進んでいると思います。直営でやっているところというのは数としてはそう多くないと思います。

学校給食会とのかかわりについては、特に、先ほどスポーツ振興課長が申し上げましたように、主食である米は100%県産米を使っておりますので、これは学校給食会のほうから調達をして、各学校に配送するというような流れになっております。それから副食関係についても、冷凍食品、こういったたぐいのものは、学校給食会は宮崎県だけじゃなくて、ほかの県にもございまして、九州全体で共同購入をして単価を下げ、各学校のほうの給食費の値上りを招かないようにという趣旨で、そういう形での共同購入をやっているというのが実態でございまして、ただ、さはさりとて地産地消というものがありますので、そのところの単価をいかに落とし込んでいくかということが大きな課題でございまして、学校給食において地元産物を子供たちに食べていただくという取り組みは、各市町村、中には給食費を若干上げた等もござい

ますけれども、あとはいかに地元の生鮮野菜を子供たちに供給するかというところで、各市町村、かなり頭を使って、神経を使っているいろいろな努力をしているというのが現況でございます。以上です。

○丸山委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 その他で何かございませんか。

○武井副委員長 有限会社教互センターについてお伺いしたいんですけれども、教職員互助会の中にある旅行会社でございまして、元教育長の方が実質的に社長をしていらっしゃるわけなんです。実質的にはほぼ教育委員会の抱えている企業と言ってもいいのではないかと思います。実態とかかわりについて、お伺いをいたします。

○井上財務福利課長 教互センターは、元来は互助会から分離したような組織でございまして、現在は経営が完全に離れておりまして、そういう意味では県教委とはかかわりはない状態になっております。

○武井副委員長 さはさりながら、互助会のビルに入って、元教育長が社長をしていると。OBの方が、旅行業経験の全くない人が役員で入っているというような現状を見るにつけ、全く関係ないということが本当に言えるのかなという非常に疑問があるんですが、いかがでしょうか。

○井上財務福利課長 教互センターというネーミングからもうかがえますように、もともと互助会から分離した組織ではございます。ただ、今は有限会社になっておりまして、その過程で互助会とのつながりが濃密であった時期もありますけれども、いろいろな御批判等も受けて、

また、みずから省みるところもありまして、今、経営は完全に分離していると。これは断言できる次第でございます。

○武井副委員長 わかりました。

○丸山委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 それでは、ないようですので、以上で教育委員会の概要説明を終わらせていただきます。教育委員会の皆さん、退席いただいて結構です。御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時45分休憩

午前11時47分再開

○丸山委員長 委員会を再開いたします。

協議に入ります前に、当委員会の当面の予定について御説明したいと思います。

資料1をごらんいただきたいと思います。正副委員長で協議した上で当面はこのように考えております。きょうは、この資料1を見ていただければわかるとおり、県が財政的に支出した、または職員を派遣している公社等の一覧をある程度、こういうものがありますというのを出していただきました。これは、先ほど説明していただいたとおりであります。また、今後、この場でどの公社等を選定するのかというのを協議を行っていただきたいかなというふうに思っています。

その後、本当でありますと7月16日、17日に県内調査を予定していたんですが、調査をしても意味が余りないという気がするものですから、できればここで各担当部局に来ていただいて、そこで質疑をやればと考えています。また、7月23日に休会中の特別委員会を予定しておりますので、もしあれば、そこも質疑をす

ればいいのかなと思っています。8月6日、7日に県内調査を予定しておりますので、その日は一応、県内調査で、交通アクセス等を考えると、県北よりも県南調査にならざるを得ないのかなという気持ちはあるんですが、御意見を賜って決めたいというふうに思っておりますので、まず、今後、どういう公社等を、また財団法人を含めてなんですけれども、ピックアップしてやるのか、それとも全部一個一個各部局に来ていただくのか、その手法について御意見を伺いたいと思っております。

○井上委員 大筋は委員長、副委員長にお任せしますが、個別の協会を呼んでくれとか、そういう意味ではなく、畜産課を呼んでいただきたい。

○丸山委員長 井上委員、確認しますが、畜産課というのは、いろんな協会がいっぱいあるから、まとめて説明していただきたいということとか、ミヤチクさんとの関係とかいろんなことを含めて説明していただきたいということでしょうか。

○井上委員 そういうことです。

○鳥飼委員 県内視察をここでの説明聴取にかえるという提案ですか。

○丸山委員長 そういうことです。

○鳥飼委員 正副委員長に一任します。

○丸山委員長 ほかに御意見はございませんか。

それでは、正副委員長に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井上委員 昨日、私ども、商工建設常任委員会で、全体的な行革、県が持っている行革大綱のことについて、そこまで及んで議論をした経過があるんですけれども、そういうことについ

ては、この委員会としてはどんなふうにお考えですか。

○丸山委員長 今、井上委員のほうから行革について、商工建設常任委員会できのう、土木事務所の再編について協議があったと、採決もあったというふうに聞いているんですが、それについて今後どのように取り扱うか、大綱を含めて協議をすべきだというような意見だと思っておりますが、御意見を賜りたいと思います。

○鳥飼委員 いろいろ手法はあると思うんですけども、時間も限られているし、今出たようなこともありますし、例えば、福祉事務所と児童相談所が一緒になって、かなりいろんな問題点も私、聞いているんですけど、そこ辺も含めて正副委員長にお任せをしたいと思います。

○丸山委員長 ほかにございませんか。

○鳥飼委員 希望が委員から出れば、それを聞いていただいて決めていただければと思います。

○高橋委員 調査事項の確認を一遍。

○丸山委員長 調査事項の確認ですね。わかりました。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 次に、次回でありますけれども、先ほど説明したとおり、次は、個別の調査の対象公社等について、所管する部局から説明を聴取する予定になっておるところであります。これらについて、どのような資料をつくっていただきたいという御要望等がありましたら、先ほど井上委員からありましたけれども、ほかにございましたらお伺いしたいと思います。

○鳥飼委員 できれば、そこがどういうことをやっていて、どういう成果を出しているのかとか、例えば、さっきの学校給食会にしても、あ

んな資料を見たって一つもわからん。だから、どうせなら、わかるようなのをやっていただいたほうがありがたいなど。

○丸山委員長 私のほうからお願いなんです。できれば前回配っております資料、評価シートにある程度、どういうことをやっていて、その個別の公社なりが自分で評価している、そして、さらにそれを第三者なりが評価している項目もありますので、その資料をぜひ持ってきていただいて、それを突き合わせしながら協議していただければわかるんじゃないかなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 なければ、次回は7月16日（木）午前10時から当委員会室で協議をしたいと思いますというふうに思っておりますので、部局に関してはまた後日、詳細については報告させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、以上で本日の委員会を閉会いたします。御苦勞さまでした。

午前11時54分閉会